

条例等立案表

<p>題名 徳島県文化の森総合公園文化施設条例の一部を改正する 条例の施行に伴う関係規則の整理に関する規則</p>	<p>課(室)名 文化の森振興総局</p> <p>担当者名 松野 下良子</p> <p>電話番号 三一九六</p>
<p>制定理由 徳島県文化の森総合公園文化施設条例の一部を改正する条例の施行に伴い、関係規則の整理を行う必要がある。</p>	<p>あらまし 一 徳島県文化の森総合公園文化施設条例の一部が改正され、項の新設と繰下げが行われることに伴い、徳島県立図書館協議会規則、徳島県立博物館協議会規則、徳島県立近代美術館協議会規則、徳島県立文書館協議会規則、徳島県立二十一世紀館協議会規則及び徳島県立鳥居龍蔵記念博物館協議会規則について、改正後の条例に対応するよう条項の引用を改正することとした。 二 この規則は、平成二十四年四月一日から施行することとした。</p>
<p>予算上の措置 関係法規 徳島県文化の森総合公園文化施設条例（平成二年徳島県条例第十一号）</p>	<p>備考 備</p>
<p>法令審査会 関・否</p>	

徳島県教育委員会規則第 号

徳島県文化の森総合公園文化施設条例の一部を改正する条例の施行に伴う関係規則の整理に関する規則を次のように定める。

平成二十四年三月 日

徳島県教育委員会

委員長 西池氏裕

徳島県文化の森総合公園文化施設条例の一部を改正する条例の施行に伴う関係規則の整理に関する規則

(徳島県立図書館協議会規則の一部改正)

第一条 徳島県立図書館協議会規則(平成二年徳島県教育委員会規則第三号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第七条第六項」を「第七条第七項」に改める。

(徳島県立博物館協議会規則の一部改正)

第二条 徳島県立博物館協議会規則(平成二年徳島県教育委員会規則第四号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第七条第六項」を「第七条第七項」に改める。

(徳島県立近代美術館協議会規則の一部改正)

第三条 徳島県立近代美術館協議会規則(平成二年徳島県教育委員会規則第五号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第七条第六項」を「第七条第七項」に改める。

(徳島県立文書館協議会規則の一部改正)

第四条 徳島県立文書館協議会規則(平成二年徳島県教育委員会規則第六号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第七条第六項」を「第七条第七項」に改める。

(徳島県立二十一世紀館協議会規則の一部改正)

第五条 徳島県立二十一世紀館協議会規則(平成二年徳島県教育委員会規則第七号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第七条第六項」を「第七条第七項」に改める。

(徳島県立鳥居龍蔵記念博物館協議会規則の一部改正)

第六条 徳島県立鳥居龍蔵記念博物館協議会規則(平成二十二年徳島県教育委員会規則第五号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第七条第六項」を「第七条第七項」に改める。

附 則

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

徳島県立図書館協議会規則（平成二年徳島県教育委員会規則第三号）新旧対照表

改正案	現行
<p>(趣旨)</p> <p>第一条 この規則は、徳島県文化の森総合公園文化施設条例（平成二年徳島県条例第十一号）第七條第七項の規定に基づき、徳島県立図書館協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に關し必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第一条 この規則は、徳島県文化の森総合公園文化施設条例（平成二年徳島県条例第十一号）第七條第六項の規定に基づき、徳島県立図書館協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に關し必要な事項を定めるものとする。</p>

徳島県立博物館協議会規則（平成二年徳島県教育委員会規則第四号）新旧対照表

改正案	現行
<p>(趣旨)</p> <p>第一条 この規則は、徳島県文化の森総合公園文化施設条例（平成二年徳島県条例第十一号）第七條第七項の規定に基づき、徳島県立博物館協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に關し必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第一条 この規則は、徳島県文化の森総合公園文化施設条例（平成二年徳島県条例第十一号）第七條第六項の規定に基づき、徳島県立博物館協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に關し必要な事項を定めるものとする。</p>

徳島県立近代美術館協議会規則（平成二年徳島県教育委員会規則第五号）新旧対照表

改正案	現行
<p>(趣旨)</p> <p>第一条 この規則は、徳島県文化の森総合公園文化施設条例（平成二年徳島県条例第十一号）第七條第七項の規定に基づき、徳島県立近代美術館協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に關し必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第一条 この規則は、徳島県文化の森総合公園文化施設条例（平成二年徳島県条例第十一号）第七條第六項の規定に基づき、徳島県立近代美術館協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に關し必要な事項を定めるものとする。</p>

徳島県立文書館協議会規則（平成二年徳島県教育委員会規則第六号）新旧対照表

改正案	現行
<p>(趣旨)</p> <p>第一条 この規則は、徳島県文化の森総合公園文化施設条例（平成二年徳島県条例第十一号）第七條第七項の規定に基づき、徳島県立文書館協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に關し必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第一条 この規則は、徳島県文化の森総合公園文化施設条例（平成二年徳島県条例第十一号）第七條第六項の規定に基づき、徳島県立文書館協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に關し必要な事項を定めるものとする。</p>

徳島県立二十一世紀館協議会規則（平成二年徳島県教育委員会規則第七号）新旧対照表

改正案	現行
<p>(趣旨)</p> <p>第一条 この規則は、徳島県文化の森総合公園文化施設条例（平成二年徳島県条例第十一号）第七條第七項の規定に基づき、徳島県立二十一世紀館協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に關し必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第一条 この規則は、徳島県文化の森総合公園文化施設条例（平成二年徳島県条例第十一号）第七條第六項の規定に基づき、徳島県立二十一世紀館協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に關し必要な事項を定めるものとする。</p>

徳島県立鳥居龍蔵記念博物館協議会規則（平成二十二年徳島県教育委員会規則第五号）新旧対照表

改正案	現行
<p>(趣旨)</p> <p>第一条 この規則は、徳島県文化の森総合公園文化施設条例（平成二年徳島県条例第十一号）第七條第七項の規定に基づき、徳島県立鳥居龍蔵記念博物館協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に關し必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第一条 この規則は、徳島県文化の森総合公園文化施設条例（平成二年徳島県条例第十一号）第七條第六項の規定に基づき、徳島県立鳥居龍蔵記念博物館協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に關し必要な事項を定めるものとする。</p>

徳島県文化の森総合公園文化施設条例の一部を改正する条例の施行に伴う関係規則の整理に関する規則について

教育委員会文化の森振興総局

1 規則改正の理由

第2次一括法により図書館法及び博物館法の一部が改正されたことに伴い、徳島県立図書館協議会、徳島県立博物館協議会等の委員の任命の基準について徳島県文化の森総合公園文化施設条例で新たに定めた。これにより、関係規則の条項の整理を行う必要がある。

2 規則改正の内容

徳島県文化の森総合公園文化施設条例が一部改正され、条項の項ずれが起こることに伴い、関係規則のうち、当該項ずれ箇所を引用する箇所について、当該項ずれに対応する改正を行う。具体的には、同条例の第7条第2項の次に第3項として新たに徳島県立図書館協議会、徳島県立博物館協議会、徳島県立近代美術館協議会及び徳島県立鳥居龍蔵記念博物館協議会の委員の任命の基準が一項加えられ、これにより第6項を第7項とし、第3項から第5項までが一項ずつ繰下げられた。この条項の新設と繰下げに伴い、徳島県立図書館協議会規則、徳島県立博物館協議会規則、徳島県立近代美術館協議会規則、徳島県立文書館協議会規則、徳島県立二十一世紀館協議会規則及び徳島県立鳥居龍蔵記念博物館協議会規則中の第1条中で引用する同条例の該当箇所である「第七条第六項」を「第七条第七項」に改める。

3 施行期日

平成24年4月1日

徳島県文化の森総合公園文化施設条例（平成二年徳島県条例第十一号）新旧対照表

改正案	現 行
<p>(協議会) 第七条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 徳島県立図書館協議会、徳島県立博物館協議会、徳島県立近代美術館協議会及び徳島県立鳥居龍藏記念博物館協議会の委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者のうちから任命するものとする。</p> <p>4 5 6 (略)</p> <p>7 前各項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に關し必要な事項は、教育委員会規則で定める。</p>	<p>(協議会) 第七条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>3 5 (略)</p> <p>6 前各項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に關し必要な事項は、教育委員会規則で定める。</p>